

グループ4 - (3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審

以下の「運輸安全マネジメント評価報告書」の提出が必要です。

Ref.No.	評価日：令和 年 月 日
運輸安全マネジメント評価報告書	
事業者名称：	評価実施場所：
代表者氏名：	評価チームリーダー：
総評：	
イメージ	
署名：評価チームリーダー（上級評価員）	
備考	

Ref.No.の記載があること

事業者名称の記載があること
代表者氏名の記載があること

評価日の記載があること

第三者機関（国交省、運輸局以外）による評価であること
評価チームリーダーの氏名があること

第三者機関（国交省、運輸局以外）による評価であること
評価チームリーダーの氏名があること

安全マネジメント評価第三者認定機関

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03management/thirdparty.html>

「国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価」ではないこと

国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価は、国交省が事業者を選定し行う事業であり、事業者自らが行う取り組みではないため、「安全性に対する取組の積極性」の評価対象とはなりません。あくまでも上記の第三者認定機関が行う「安全マネジメント評価」が対象となります。

また、国土交通省が認定した「運輸安全マネジメント認定セミナー」は、受講はグループ1 - (2) で評価する対象となりますので、誤ってこの項目に資料添付をしないように注意してください。